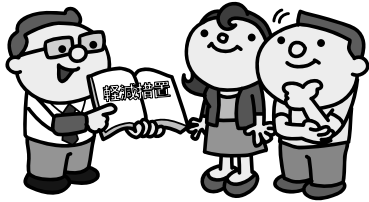


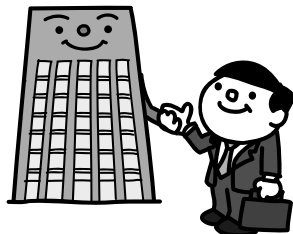
## 保険税の軽減措置があります

世帯主および加入者の合計所得が一定額以下の場合に軽減されます。【申請の必要はありません】詳しくは、税務課までお問い合わせ下さい。なお、軽減措置は所得の確認ができないと適用されません。給与や年金受給者、税法上の扶養控除該当者以外の方で、確定申告や住民税の申告をしていない方がいる世帯は軽減されませんので必ず申告してください。



## 国保加入・喪失のときは必ず届出を

国保に加入したり、職場の保険などに入って国保をやめるときは14日以内に『健康推進課』窓口へ届出てください。届出が遅れると……保険税を加入した日までさかのぼって保険税を納めることになります。(届出た日からでなく、資格を得た日からになります) また、職場など他の健康保険に加入した場合も届出が必要です。



## 国民健康保険税の納期

国保税は、年6回で納めていただきます。特別な事情もないのに、期限内に納めていただかない場合や、長期間滞納すると、保険給付(高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など)の全部または一部差し止め、財産の差押さえなどの処分を受ける場合があります。納め忘れにはくれぐれもご注意願います。なお、特別な事情で納付が困難な場合はご相談ください。



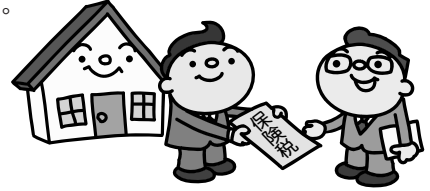
| 国保税の納期 | 1期 | 2期 | 3期  | 4期  | 5期 | 6期 |
|--------|----|----|-----|-----|----|----|
|        | 7月 | 8月 | 10月 | 12月 | 1月 | 2月 |



21年度の国民健康保険税納税通知書は7月中旬に発送します。

## 保険税は世帯主が納めます

保険税は加入者一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。世帯主が職場の健康保険などに加入している場合でも、家族に一人でも国保加入者がいれば、世帯主に納税通知書が送付されます。



## 昨年からの特別徴収(年金天引き)が始まっています

国民健康保険税の納付方法はこれまで、普通徴収(納付書・口座振替・納税組合)で納付いただいておりますが、昨年からの『特別徴収(年金天引き)』が始まっています。該当する世帯は、世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満で、世帯主が年間18万円以上の年金受給者(擬制世帯主を除く)で、今年初めて対象となった世帯主は、10月の年金支給日から天引きが始まります。

※ただし、年度途中で75歳になる世帯主または介護保険料と国保税の合算額が年金受給額の2分の1を超える場合は、特別徴収の対象となりません。また、年金から天引きして欲しくない方で、口座振替で納付いただける方は『申し出』で特別徴収を中止できますので、役場にお問い合わせください。

**7月31日(金)は、国民健康保険税(1期)固定資産税(2期)の納期限です。納め忘れのないように!**